二十四　平成十七年総務省告示第八百三十五号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

表三八の項を次のように改める。

三八	削除

表四〇の項を次のように改める。

四〇	削除

表四七の項を次のように改める。

四七	削除

表五〇の項を次のように改める。

五〇	削除

二十五　平成十七年総務省告示第千九号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表三七の項及び三八の項を削る。

二十六　平成十八年総務省告示第百十八号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表三二の項を次のように改める。

三二	削除

第一項の表四二の項を次のように改める。

四二	削除

第一項の表五〇の項を次のように改める。

五〇	削除

第一項の表八三の項を次のように改める。

八三	削除

第一項の表八六の項を次のように改める。

八六	削除

第一項の表一〇一の項及び一〇二の項を次のように改める。

一〇一	削除
一〇二	削除

第一項の表一〇五の項を次のように改める。

一〇五	削除

二十七　平成十八年総務省告示第百六十二号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表六の項を次のように改める。

六	削除

第一項の表一九の項を次のように改める。

一九	削除

第一項の表二一の項を次のように改める。

二一	削除

第一項の表三一の項及び三二の項を次のように改める。

三一	削除
三二	削除

第一項の表五九の項を次のように改める。

五九	削除

第二項の表一一の項を次のように改める。

一一	削除

第二項の表一三の項及び一四の項を削る。

二十八　平成十八年総務省告示第二百四十七号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第二項の表一五の項を次のように改める。

一五	削除

二十九　平成十八年総務省告示第四百十三号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表一八の項を次のように改める。

一八	削除

第一項の表七三の項を次のように改める。

七三	削除

第一項の表九一の項を次のように改める。

九一	削除

第一項の表一〇〇の項を次のように改める。

一〇〇	削除

第一項の表一〇六の項及び一〇七の項を次のように改める。

一〇六	削除
一〇七	削除

第一項の表一一六の項を次のように改める。

一一六	削除